

# 新型インフルエンザ等対策に係る対処体制

平時

**新型インフルエンザ等対策閣僚会議**  
 (平成24年8月3日 閣議口頭了解一部改正)

主 宰 : 内閣総理大臣  
 構成員 : 全閣僚

<主な任務>  
 ○ 発生に備え、「政府行動計画」を決定する等、政府一体となって対策を推進。

↑ 特措法においては、「政府行動計画」を作成するときは、内閣総理大臣は、学識経験者の意見を聴くこととされている。

発生時

**新型インフルエンザ等対策本部**

本部長 : 内閣総理大臣  
 副本部長 : 官房長官、厚生労働大臣、  
 その他の大臣(本部長が特に必要と認める場合)  
 構成員 : 他のすべての国務大臣

<主な任務>  
 ○ 発生状況に応じた「基本的対処方針」を決定する等、対策を総合的かつ強力に推進。

↑ 特措法においては、「基本的対処方針」を作成するときは、本部長は、学識経験者の意見を聴くこととされている。

**<特措法の趣旨に則り、新設>  
 新型インフルエンザ等対策有識者会議**  
 新型インフルエンザ等対策有識者会議の開催について(平成24年8月3日閣僚会議決定)

- 委員 : 医学、公衆衛生、法律・経済専門家、経済界、労働界、地方公共団体、マスコミ等  
 ※ 内閣総理大臣が指名
- <主な任務>  
 ○ 内閣総理大臣からの求めに応じ、「政府行動計画案」の作成の基本的考え方等を取りまとめる。

**基本的対処方針等諮問委員会**

- 委員 : 「有識者会議」の委員の中から、内閣総理大臣が指名(医学、公衆衛生関係者等)

<主な任務>  
 ○ 内閣総理大臣からの求めに応じ、「基本的対処方針」の作成の基本的考え方等を取りまとめる。

<b>医療・公衆衛生に関する分科会</b>	委員:「有識者会議」の委員の中から、内閣総理大臣が指名
<b>社会機能に関する分科会</b>	委員:「有識者会議」の委員の中から、内閣総理大臣が指名

## 「新型インフルエンザ等対策有識者会議の開催について」の概要

	新型インフルエンザ等対策有識者会議(全体会議、平時)	基本的対処方針等諮問委員会(発生時)	分科会(平時)
目的	政府行動計画等に関し、内閣総理大臣に対し意見を述べる	基本的対処方針等に関し、新型インフルエンザ等対策本部長等に対し意見を述べる	○医療・公衆衛生に関する分科会 医療等の提供体制の確保に係る事項等 医療・公衆衛生に関する検討を行うこと ○社会機能に関する分科会 登録事業者の登録基準に係る事項等 社会機能に関する検討を行うこと
委員数の上限	30人以内	10人以内	—
参集	内閣総理大臣	内閣総理大臣	—
委員の指名	内閣総理大臣	内閣総理大臣 (有識者会議の委員の中から)	内閣総理大臣 (有識者会議の委員の中から)
会長	内閣総理大臣が指名(兼務)		内閣総理大臣が指名
会長代理	内閣総理大臣が指名(兼務)		—
会長の事故の場合	会長代理 (2人以上置かれている場合は、内閣総理大臣が定めた順序)		分科会の委員の中から内閣総理大臣 があらかじめ指名する者
臨時委員	—	—	必要に応じ内閣総理大臣が指名
庶務	内閣官房	内閣官房	公衆衛生:厚労省 社会機能:内閣官房

### 上記以外に規定する主な事項

- 新型インフルエンザ等の発生時におけるまん延の状況に応じ、諮問委員会を参集するいとまがない等の際には、内閣総理大臣は法第18条第4項に基づく意見を諮問委員会の長から聴取する。この場合、諮問委員会の長は次の諮問委員会において報告を行う。
- 関係行政機関は、有識者会議、諮問委員会及び分科会(以下「有識者会議等」という。)の運営に最大限協力するものとし、正当な理由がない限り、有識者会議等からの資料提出及び説明聴取等の要請を拒むことはできないものとする。
- 有識者会議等の長は、必要と認める者に対し、会議への出席を求め、その説明又は意見の開陳を求めることができる。